

【様式例】（法第10条第1項第2号ロ関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

特定非営利活動法人〇〇〇〇 殿

就任承諾書及び誓約書

住民票の表記どおりに記載

住所又は居所 宮崎県〇〇市〇〇町〇〇番地〇

監事の場合は「監事」と記載

氏 名 〇 〇 〇 〇 ⑩

私は、特定非営利活動法人〇〇〇〇の理事に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。

原本は申請者が保管するので、原本をコピーして、コピーの余白に設立代表者が謄本証明をしたものを提出する

この就任承諾書及び誓約書は謄本であることを証する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

特定非営利活動法人〇〇〇〇

設立代表者 〇 〇 〇 〇 ⑩

代表者印

参考

【特定非営利活動促進法第20条の規定】

次の各号にいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (3) 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
  - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
  - ・ 刑法第204条〔傷害〕、第206条〔現場助勢〕、第208条〔暴行〕、第208条の2〔凶器準備集合及び結集〕、第222条〔脅迫〕、第247条〔背任〕の罪を犯した場合
  - ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- (4) 暴力団の構成員等
- (5) 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者
- (6) 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

【特定非営利活動促進法施行規則第2条の2】

法第20条第6号に規定する内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

【法第21条の規定】

役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。